

『縮刷遺文』の本文整定について

前 川 健 一

霊艮閣版『日蓮聖人御遺文』（明治 37 年刊）、通称『縮刷遺文』は、現在標準的に使用されている『昭和定本日蓮聖人遺文』（『昭和定本』）の底本となっているものであり、近代における日蓮遺文研究の基礎となったものである。

『縮刷遺文』は、近世における遺文研究の集大成である『高祖遺文録』をもとに、真蹟や古写本を用いて、本文整定を行っている。真蹟・古写本の重視は、近世以来の方針であり、『縮刷遺文』はその方針を継承したには違いないが、特にその後の近代の遺文研究に与えた影響として次の点を挙げることができる。

①底本とすべき真蹟・古写本の選定。

②真蹟断簡にもとづく本文校訂。

まず、①の点であるが、『縮刷遺文』の基本方針は、真蹟ないし古い時代の写本があるなら、可能な限りそれを底本とするというものである。これは、真蹟こそが日蓮の真意を伝えるものである、という基本前提に基づいている。②も同じ前提から出発したものである。その後の遺文集においても、『縮刷遺文』が底本として選定した真蹟・古写本が底本として用いられており、真蹟断簡を可能な限り利用するという方針も踏襲されている。

真蹟第一主義は、この当時としては最善の選択であったし、基本的には現在でも妥当な方針である。しかし、今日の観点から見れば、慎重に考慮すべき問題も少なくない。単純な書状であれば、真蹟をそのまま決定稿と見なしてよいであろう。しかし、著作や、著作的な意味を持った長編の書状の場合、日蓮自身によって推敲が行われたことが推測される。真蹟の残存は偶然的な事情に左右されるものであるから、決定稿が残るとは限らないし、断簡の場合なおさらである。真蹟は日蓮が実際に書いたものであるから重要な資料であることは間違いないが、本文校訂の観点から言えば、あくまで一つの資料である。日蓮が最終的にどのような本文を書いたかは、諸写本・諸刊本を広く見渡して検討されねばならない。古写本の場合も同様で、単に古いというだけで、依拠するわけにはいかない。以下、

『頼基陳状』と『曾谷二郎入道殿御返事』を例に底本選定にかかわる問題点を検討したい。

『頼基陳状』について、『縮刷遺文』は重須（北山）本門寺所蔵日興写本を底本としている。これは「龍三問答記」との内題を持ち、「再治本」を写したものである。重須本門寺には、もう一本『頼基陳状』の写本があり、日興筆と伝承されてきたが、近年、日澄筆であることが主張されている。この日澄本は「龍象問答抄」と末尾に記され、近世の刊本（寛永20年版にもとづく寛文版・宝暦版）と同系統の本文である。『縮刷遺文』は「此書ニ草案ト再治ノ二本アリ其御草案ハ今ト大同ナリ今ハ再治ヲ取ル」と記している。たしかに内容的には大体同じであるが、表現や表記などはかなり異なっている。

ここで考えなければならないのは、日興写本が「再治本」の写本であるからと言って、自動的に、日澄本やその系統の刊本が未再治本ということにはならないということである。近年に至るまで、北山本門寺所蔵の二写本はいずれも日興写本であると考えられ、一方が再治本であるなら、もう一方は未再治本であると単純に考えられてきたふしがある。この場合、日興は両系統の本文を知っていて、一方を再治本として認定したという想定が可能だからである。しかし、一方が日澄書写本、一方が日興書写本ということになれば、日興は日澄書写本系統の本文を知らなかった可能性もあり、何をもって再治本と見なしたのか検討の余地がある。日蓮自身が何度も推敲を行ったと考えると、日興本が再治本であるにしても、さらにそれを推敲したものが日澄本だという可能性はないであろうか。

実際に本文を比較してみると、日興本より日澄本の方が表現が丁寧で、日澄本の本文から日興本の本文へ改めたとは考えにくい箇所がある。たとえば、日興本では忍性は「日本国の一切衆生を持斎になし八斎戒を持せて」と願ったとされるが、日澄本では「日本国の僧お皆持斎になし在家人々ニハ八斎戒を持せ」と願ったとされ、日澄本の方が正確である。この場合、日澄本の本文を日興本のように改訂するのは不可解と言わざるを得ない。

内容的な面で重要な違いは以下の四点である。

- (一) 日興本では日蓮を「上行菩薩の垂迹」と称しているが、日澄本にはこの記述がない。
- (二) 日興本では龍象房の対論者が三位房であることを明記しているが、日澄本では一切三位房に触れられない。
- (三) 四条（中務）頼基父子の主君について日興本では「故君」とあるのに対し、

日澄本では「君」である。

（四）末尾の日付が、日興本は「建治三年六月廿五日 四条中務尉頼基 請文」であるのに対し、日澄本は「龍象問答抄／弘安元年四月五日」である。

最も基本的な問題は、（四）である。それぞれの日付が著述の時点を示すものであれば、日興本が書写した「再治本」の後に、さらに推敲を加えて日澄本のもとなった本が成立したということになる。山上弘道師は日澄本の日付は「日澄が書写した日付」と解しているが、書写の日付であれば、通常その旨を記すと思われるので、むしろ著述の日付をそのまま書写したと見る方が妥当なのではないだろうか。山上師自身が注意しておられるように、日澄は日向を最初の師としているので弘安元年当時、下総・上総にいた可能性もあり、身延の日蓮のもとで書写が出来たのか疑問の残るところである。

（一）は、本書の内容ならびに日興本の評価をめぐって、これまでも問題になってきたところである。日興本・日澄本を対照して示すと次のようになる。

（イ）日興本「其故ハ、日蓮聖人ハ御経ニトカレテマシマスカ如クハ、久成如来ノ御使・上行菩薩ノ垂迹・法花本門ノ行者・五々百歳ノ大導師ニテ御坐候聖人ヲ、頸ヲハネラルヘキ由ノ申状ヲ書テ殺罪ニ申行ハレ候シカ、イカ、候ケム、死罪ヲ止メテ佐渡ノ嶋マテ遠流セラレ候シハ、良観上人ノ所行ニ候ハスヤ」

日澄本「其故ハ、日蓮聖人外にハ配流と聞て、内にハ頸を刎れんとせられし事、佐渡國にして弟子等をせき、津をとゝめ、市まちをせき、食せめにせめて、結句又頸をきれと申候し事、偏に此人の訴にて候き」

（ロ）日興本「日蓮聖人御房ハ三界主一切衆生ノ父母尺迦如来ノ御使上行菩薩ニテ御坐候ケル事ノ法花経ニ説レテマシマシケルヲ信参タルニ候」

日澄本「日蓮聖人の御房、三界主一切衆生の父母釈迦佛の御使にておハしまし候ける事の法花経にあきらかにみえさせ給候間、信まいらせたるに候」

（ロ）の方は、「上行菩薩」の有無のみで、全体としては大きく意味は変わらないが、それでも日興本「説レテ」と日澄本「あきらかにみえさせ」を比べれば、後者の方が表現として正確さが増していることは留意される。

一方、（イ）は文全体が大きく異なる。一読して分かるように、日興本の方が晦渋であり、日澄本の方が明快である。上行菩薩云々の次下の忍性（良観）の所行に注目すると、日澄本の記述の方が明確であり、日興本のように改訂する意味は不可解である。日興本本文を日澄本本文に改訂したとは断定できないにしても、日澄本本文を日興本本文に改訂したという蓋然性は低いと思われる。

ここで参考になるのは、『撰時抄』の場合である。『撰時抄』の草稿本と考えら

(28)

『縮刷遺文』の本文整定について（前 川）

れている延山録外本では「地涌の上首□上浄菩薩」となっているところが、真蹟では単に「地涌の大菩薩」となっている。この場合、「上行」ないし「浄行」と当初書いたものを訂正したと考えられる。そこに籠められた意図は別途考察する必要があるが、少なくとも「上行菩薩」と書いたものを、後に削除することはあり得たということと言える。

（二）の三位房の件について、山上師は「三位房に累が及ぶことを心配した宗祖の配慮」と推測しているが、この陳状が紛争解決のための公的な文書であることを考えれば、事実関係を明確にする必要があり、逆に三位房の名がないことは不可解である。三位房が後に退転したことを考えれば、日澄本のもとになる本が作成された段階で、三位房は既に退転しており、そのために名前が記されなかった可能性もあろう。

最後に、（三）の問題も、四条（中務）頼基の主君が誰かということに関わる重要な問題であるが、ここでは本文そのものの問題に限定して考察する。まず、日興本・日澄本の該当箇所を挙げておく。

日興本「故親父〈中務尉〉故君ノ御勘気カフラセ給ケル時、数百人御内ノ人（傍訓「シム」）等、心カハリシ候ケルニ、中務一人最後ノ御共奉シテ伊豆國マテ参テ候キ」

日澄本「故親父〈中務某〉ハ君の大方の御不審お蒙せ給て候ける時、数百の人々皆心かはり候けるに、一人最後までとて伊豆國まで御とも仕て候き」

ここで、日興本では「故君」となっているのが、日澄本では単に「君」となっているのが問題なのであるが、全体の文意から考えると、「君」とある方が妥当だということと言える。と言うのは、この直前に「頼基ハ父子二代命ヲ君ニ奉（傍訓「マイラセ」）タル事顯然也」（日興本）とあるので、父が「故君」に忠義を尽くし、頼基が「君」に忠義を尽くしたというのでは、文意が通らない。日興が書写した「再治本」が成立した段階では、「君」が亡くなっていたので、「故君」としたという解釈もあり得るが、それならこの一箇所だけでなく、全体を「故君」にしなければならなかったであろう。日興本のような表現では「故君」と「君」とは別人と解釈せざるを得ないからである。むしろ、「故親父」に引きずられて「故君」と書いてしまったのではなかろうか（あるいは日興の写誤ということも考えられる）。また、日興本「中務一人最後ノ御共奉シテ伊豆國マテ参テ候キ」と日澄本「一人最後までとて伊豆國まで御とも仕て候き」を比較すれば、後者の方が正確な表現になっていることも留意される（前者では「故親父」一人しか御供しなかったように解される）。

以上、個別の考証が長くなったが、要するに、日興本が再治本であるにしても、日澄本やその系統を引く刊本録内の本文が未再治本であるとは単純には言えないのである。「再治本」という文言に引きずられるのではなく、慎重に本文を対照することが必要であったと思われる。

『頼基陳状』の場合とは逆に、底本の変更を検討すべきだったのではないかとと思われるのが、『曾谷二郎入道殿御書』の場合である。本抄には日興写本（重須本門寺所蔵）があり、『縮刷遺文』はこれを底本として採用している。日興写本は刊本録外と同系統なので、大きな本文の変更はない。しかし、本抄には本文を異にする別系統の本が知られており、本来慎重な検討が必要であったと思われる。それは本満寺録外や他受用御書の系統の本文である。本文そのものを別にすれば、日興本系と本満寺系との目立った違いは、末尾の日付である。日興本は「弘安四年閏七月一日」（刊本録外も同じ）、本満寺録外は「弘安四年八月廿日（左傍「イ閏七月一日」）」（他受用御書は「弘安四年八月日」）である。これも素直に考えれば、日興本のもとになった本より後に、本満寺録外のもとになった本が成立したと解釈せざるを得ない。本文そのものを見ても、日興本より本満寺本の方が表現が正確になっている面がある。最も顕著な例は、治承・寿永の乱および承久の変について叙述する箇所である。

日興本「去治承等八十一二三四五代五人大王与頼朝義時此國有御諍天子与民合戦也。猶如鷹駿与金鳥勝負者天子勝於頼朝等必定也決定也。雖然五人大王負畢菟勝於師子王也。非負剩或沈蒼海或放嶋々（矣）。誹謗法華未積年歲時猶以如是」

本満寺録外「然則先治承五年人王八十一代安德天皇源頼朝諍論此國。安德位居天子頼朝居四位逆臣也。譬如鷹駿与金鳥合戦頼朝負於天子必定也。雖然頼朝持法華經安德天皇明雲為師。明雲真言第一人也。存外失法華經故師檀共滅亡。加之八十二三四五代隱岐院佐土院阿波院東一条廢帝等四人大王日本主上々皇也。平朝臣義時国民也。雖然去承久三年（辛巳）歲五六七三箇月之合戦之時四王非分負剩四嶋被流罪。国王与義時猶如師子与菟勝負。大王勝於義時必定也。雖然四王叡山東寺等法華誹謗真言師等被祈請之故負於義時畢」

一見して、本満寺録外の方が正確さ・詳細さを増していること、さらに日興本で単に「法華誹謗」とのみ言っているのが「真言」であることが明確化されていることが分かる。後人の加筆という可能性を完全に排除することは無理にしても、単に一二の語句の置き換えや付加にとどまらず、叙述そのものを大きく変えていることや、日興本にはない明雲についての記述を加えていることからすれば、日蓮自身の手になる変更と考えて良いのではないだろうか。

(30)

『縮刷遺文』の本文整定について（前 川）

『高祖遺文録』では「泰堂云、此書諸本ニ文辭ノ相違多クシテ校合ニ病メリト重師モイヘリ案スルニ眞蹟或ハ艸案ナルカ」と記している。ここで「眞蹟」と称されているものが何かは不明であるが、日興本系統のものを指している可能性はある。『高祖遺文録』では、刊本録外を他受用御書によって増補する形で本文整定が行われており、日興本系・本満寺録外系という二つの系統があることを認識した上で両者を統合しようとしたと考えられる。

それ故、『縮刷遺文』編纂時にも、本満寺録外を考慮することは可能だったはずであるが、一顧だにしていまいに見えるのは、一つには日興本という古写本があったためであるが、もう一つの要因としては『録外考文』が「或本作八月者非也。与重師写本相違多故」と述べていることも影響したのではないかと推測される。

以上、『頼基陳状』『曾谷二郎入道殿御返事』の場合、底本選定に少なからぬ問題があったと考えられる。それは、古写本重視という基本方針が、本文そのものの比較という基本作業を閑却させてしまった結果と言えるのではないだろうか。

『縮刷遺文』は近代の遺文集の出発点であるとともに、『昭和定本』の底本として、今日においても遺文研究の枠組みを形成している。その功績は極めて大きいと言わねばならない。しかし、今日、それは根本的な再検討が必要とされているのではないだろうか。眞蹟・古写本を重視することは、そのみを基準とすることではない。日蓮自身による本文改訂という事態も想定した上で、諸写本・刊本を位置づけることが必要であろうと思われる。また個々の文の整定についても更に検討を加えていく必要があるのではないだろうか。

*所蔵資料を閲覧させていただいた立正大学日蓮教学研究所に深く感謝申し上げます。

*紙面の関係上、注記省略。

〈キーワード〉 日興、日澄、頼基陳状、曾谷二郎入道殿御返事

（東京大学大学院医学系研究科 GCOE 特任研究員、博士（文学））